

（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業「募集要項」に対する質問・意見への回答 （2回目）

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問・意見内容	回答
1	募集要項	8	第3 応募者の参加資格に関する条件	1 応募者の構成等	(1) 応募者の構成等	—	「参加表明書提出時に民間収益事業者の企業名の提出は必須としないが、事業の業種、業態、規模感等を明らかにすること。」とありますが、「様式集 2. 参加資格審査に関する提出書類」には、民間収益事業者の事業の業種、業態、規模感を記載する箇所が無く（様式2-15）、また、「提出は任意とする」となっています。 一方、「様式集 4. 提案審査に関する提出書類」には、民間収益事業者の事業の業種、業態、規模感を記載するようになっています（様式9-1）。 以上のことから、募集要項の「参加表明書提出時に」とあるのは、「提案書提出時に」の誤記であるという理解でよろしいでしょうか。	参加表明書提出時においても、可能な場合は民間収益事業の業種、業態、規模感等をお示しいただきたい主旨ですので、募集要項（P8該当部分）を次のとおり修正します。 「また、参加表明書提出時に民間収益事業者の企業名の提出は必須としないが、可能な場合は事業の業種、業態、規模感等を明らかにすること。」
2	募集要項	28	別紙リスク分担表（案）	2. 設計・建設段階	物価変動	—	本事業では3,000㎡以上の土地の形質変更が生じるものと想定され、土壌汚染対策法第4条届出が生じるものと想定されます。 この第4条届出の結果、都道府県知事（または市長）から調査命令が有った場合は、募集要項P27 土壌汚染における「市が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染が発見された場合」に該当し、市にて調査費用や工期変更に伴う費用を負担されとの理解で宜しいでしょうか。 現時点では、土壌汚染の可能性有無や調査命令有無・調査内容も判断できかね、調査費用を見込むことが困難なため、確認したい主旨です。	ご認識のとおりです。

（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業「要求水準書」に対する質問・意見への回答（2回目）

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問・意見内容	回答
1	要求水準書	16	第2 施設整備に関する要求水準	3 公共施設の整備に関する要求水準	(1) 施設の基本性能	A 耐震性能	官民対話（2回目）において、耐震安全性の区分について建築設備を「乙類」から「甲類」に変更する回答がありました。 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」にある、「水源については、多様化するなど、バックアップが可能な措置を講じる」の例である雨水利用は事業者判断と考えて宜しいですか。	ご認識のとおりです。
2	要求水準書	16	第2 施設整備に関する要求水準	3 公共施設の整備に関する要求水準	(1) 施設の基本性能	A 耐震性能	「別紙15_各諸室仕様・設備一覧表」について ①廊下・階段・EVは非居室の為、換気・空調の「○」を外して頂きたい。	廊下は提案によることとし、階段は換気・空調なし、EVは空調なしとします。
3	要求水準書	82	第6 施設の運営に関する要求水準	2 施設の運営に係る要求水準	(1) 施設運営業務	チ 広報	「図書館、市民活動支援機能、こども・子育て支援機能等での活動状況や今後の行事案内、地域情報等、わかりやすくまとめた広報誌を年4回以上発行し、施設内や各関係機関（本庁、各支所、その他公共施設、必要に応じた近隣の商業施設等）に配布する」とありますが、年4回以上とは、既に発行されている竹原市様の広報誌の中の一部の差し込めるといってよろしいでしょうか。	毎月の市広報誌の配布に合わせて市内各地区で回覧される回覧板へ追加していただくことが可能です。（1回当たり約900枚の紙を使用します。）
4	要求水準書	82	第6 施設の運営に関する要求水準	2 施設の運営に係る要求水準	(1) 施設運営業務	チ 広報	「図書館、市民活動支援機能、こども・子育て支援機能等での活動状況や今後の行事案内、地域情報等、わかりやすくまとめた広報誌を年4回以上発行し、施設内や各関係機関（本庁、各支所、その他公共施設、必要に応じた近隣の商業施設等）に配布する」とありますが、配布部数や紙の種類等は、性能を満たしていれば事業者提案でよいということでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	要求水準書	82	第6 施設の運営に関する要求水準	2 施設の運営に係る要求水準	(1) 施設運営業務	チ 広報	「市が運用する「たけっこダイアリー」（母子手帳アプリ）での情報発信においても協力すること」とありますが、竹原市様が作成された文書等に助言する程度の協力でしょうか。具体的な内容がありましたら、ご教示ください。	事業者においても市アプリを活用した情報提供など市民の利便性向上に協力していただきたい主旨です。
6	要求水準書	82	第6 施設の運営に関する要求水準	2 施設の運営に係る要求水準	(1) 施設運営業務	チ 広報	「市を通じて、市政記者への情報提供を積極的に行うこと。また、選定事業者においても、マスメディアと連携協力して広報活動を行うこと」とありますが、具体的な内容がありましたら、ご教示ください。	イベント等を開催する際には、事業者においてもTV・新聞・ケーブルテレビなどへ情報提供してPRをしていただきたいとの主旨です。
7	要求水準書	別紙17	使用可能な既存什器・備品リスト	—	—	—	一部の什器・備品の“備考欄”へ、「購入品を支給」「市がリース契約」「新規リース」「市が新規リース契約」のように、4パターンの記載がございますが、それぞれの違いについてご教示いただけますでしょうか。 例えば、以下のような理解で問題ないでしょうか。 ・購入品を支給⇒市にて既に購入済みの備品について、希望すれば指定管理者が無償で使用可能。 ・市がリース契約⇒市にてリース契約中であるため、指定管理者が使用を希望する場合は、供用開始から一定期間は市のリース契約の残期間に基づいて指定管理者が無償使用可能だが、リース期間満了後も継続利用を希望する場合は、指定管理者がリース契約を更新する必要がある（更新は任意）。 ・新規リース⇒指定管理者が使用を希望する場合は、指定管理者にて新規にリース契約が必要（リース契約とするかは任意）。 ・市が新規リース契約⇒指定管理者が使用を希望する場合は、市にて新規にリース契約を行い、指定管理者に事業期間を通して無償使用させる。	・購入品を支給⇒市が備品を購入し、指定管理者に無償で貸与します。 ・市がリース契約⇒市がリース契約している備品は図書館システムに関係するものです。よって、供用開始から市のリース契約の残期間中は指定管理者が無償使用可能です。リース期間満了後もシステムを継続利用をする場合は、市がリース契約を更新します。 ・新規リース⇒複合交流施設の供用開始に併せて、市が新規にリース契約を行い、指定管理者に無償で貸与するものです。 ・市が新規リース契約⇒新規リースと同様です。

（仮称）竹原市複合交流拠点施設整備運営事業「優先交渉権者選定基準書」に対する質問・意見への回答（2回目）

No.	資料名等	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問・意見内容	回答
1	優先交渉権者選定基準書	4	Ⅳ提案審査	3 定量化審査	（5）提案内容に関する留意事項	—	提案書類の視覚表現については、国土交通省通知「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に留意することとされているが、事業費積算のため図面類は具体的な資料を作成するので、提案時に既存資料をそのまま使用させてもらえないか。	バースやイラストの作成に当たっては、左記の通知に寄らないことも可とします。ただし、図面の具体性を持って評価に影響するものでないことに留意してください。
2	優先交渉権者選定基準	9	別紙2 提案内容の評価の項目及び評価の視点	①維持管理・運営に関する事項	（1）運營業務	②運營業務（施設管理業務、図書館運營業務、市民活動支援運營業務、自主事業運營業務）	提案上限枚数がA4×2枚での提出となっておりますが、具体的な方策が記載しきれないので、わかりやすい資料として5枚程度参考資料として添付することは可能でしょうか。	A4×4枚としています。（官民対話により対応済）